

世田谷区児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	一般社団法人Riccolab.
②施設名等	
名称：	世田谷区児童相談所
施設長氏名：	河島 貴子
③評価日程	
利用者調査：	2025年9月上旬～10月中旬
自己評価：	2025年9月上旬～10月中旬
訪問調査：	2025年11月14日

④総評

【良い点】

○「月1回の頻度で里親・区内施設を訪問することに心がけ、「顔の見える」関係づくりに努めている」
 里親委託や施設措置の子どもに対して、開設以来、月1回の訪問、面接を目標に活動してきた。児童福祉司と児童心理司が定期的に、子どもの状況や意向を把握するとともに、里親や施設とも情報共有等を図りながら丁寧かつ密に連携を深めている。特に、区内の児童養護施設に措置されている子どもの71.8%は個別のケアが必要な児童となっており、2か所の児童養護施設や里親とは連絡会の開催やサロン等の出席により、これまで培ってきた顔の見える関係の中で情報共有等を行いながら、協力・連携体制、信頼関係の構築を図っている。社会的養護施設関係者からも、児童相談所の取り組みに感謝が寄せられ、連携への信頼度が高まっている。

【良い点】

○「子どもの権利擁護を基盤に据えて、世田谷区独自のさまざまな取り組みを通して個別の相談・支援の充実に努めている」
 今年度、世田谷区で「子どもの権利条例」が制定されたことに伴う形で各職員が理解を深めるとともに、学校等で権利教育を行う等、子どもの権利擁護への区民の意識向上に寄与している。また、意見表明等支援事業や一時保護時の司法審査等の動きに即して必要な整備や手引きの更新を行っている他、アセスメントシート等も世田谷区児童相談所独自の項目を追加し実施する等、子どもの権利擁護を基盤に据えて、よりよい方法を模索・決定しながら個別の相談・支援の充実に努めている。

【更なる改善点】

●「援助方針会議の効果的・効率的な運営に向けて、更なる工夫を期待したい」
 毎週火曜日の午前に安全確認や一時保護児童の経過報告を、火曜日の午後と水曜日の午前に在宅および措置ケース等について援助方針会議を開催している。火曜日の午前中は、原則、全員参加で開催しているが、開設から6年目を迎え、職員の業務負担の増加に伴い、会議出席率が低下しており、効果的・効率的な会議のあり方をPTを立ち上げて検討に入っている。会議提案では、社会診断、心理、行動観察の説明の工夫をしているが、現在のシステムでは総合診断との連動性が見えづらいとの指摘がある。提案説明をコンパクトに、フォーマットで統一した様式とする、援助方針会議の前に地域支援担当（係）、育成担当（係）単位でSVのもとでケースの検討（係会議）をすること等も考えられる。援助方針会議の効率的な運営は、困難ケースや他の実践を学ぶOJTの効果も期待できる。

【更なる改善点】

●「把握した情報を職員間で共有しやすくするために、視覚で確認しやすい手法等を新たに導入していくことが望まれる」
 援助方針を検討・決定する場面や個別のケースを振り返る際に、導入されている児童相談記録システムをはじめ、データ入力された情報や、書類をファイリングした個別台帳等で情報を確認しながら検討を進めている。ただし、文書化された情報が中心で、ジェノグラム等、視覚で把握しやすい手段の導入が少ない状況がうかがえる。現在、児童相談記録システムの見直しを検討しているため、アセスメント情報等が職員間で一層、共有できるものに整備していくことが望まれる。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
年度当初に新任職員向けの内部研修を重点的に行う他、先輩職員やフリー担当の職員等によるOJT等を通して、子どもとの面接等の場面で職員が適切な関わりができるように取り組んでいる。必要に応じて、イラストや絵、図等を活用する他、組織的導入を決めている「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」に基づく形で進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	s
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】	
今年度、区で「子どもの権利条例」が制定されて職員に周知している他、外部講師を招いた子どもの権利に関する研修等を通して職員の理解が進むように取り組んでいる。また、区独自の子どもの権利擁護機関である「せたがや子どもホッとサポート」や意見表明等支援事業等を通して、子どもが職員以外のアドボカシーを利用できるようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	s
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
【コメント】	
説明方法が子ども自身にとって理解が進むように、独自に「あんぜんのしおり」を子ども目線で作成している。また、支援調整担当が配置されている中で、子どもへの説明方法等を専門的に検討後、業務に反映することを通して、よりよい形で子どもに対する説明と意見聴取が行えるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目４】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 11] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 12] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 13] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 14] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
直接子どもが記入する書式を整えて実施する等、子どもの意見を着実に把握して援助方針や支援内容へ反映できるように取り組んでいる。また、援助方針会議に子ども自身が参加できるしくみについて、今後、検討を予定する等、さらなる取り組みの充実を目指している。	

評価項目（８項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目５】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 15] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 16] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 17] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 18] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	△
【コメント】	
育成担当や支援調整担当、親子支援チーム等、業務に応じて専門的に対応する係を設置したり、地区担当制の採用や子ども家庭支援センターと一元的な運営、医師や弁護士等の配置等、体制を整備している。なお、年度途中で欠員の補充が難しいことが課題となっている他、区の人口規模が約９２万人で相談件数の増加や相談内容の複雑化・多様化に対応するには児童相談所が１か所でよいかも含め、検証を進めることが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目６】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 19] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 20] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 21] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 22] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
相談受付から援助までの一連の手順に基づく形でマニュアルが整備されており、それぞれの場面で関わる職員が適切に業務遂行することで、安定した運営が展開できるように取り組んでいる。地域ごとにＳＶを配置することに加えて、フリー担当も配置し、経験の少ない職員をフォローする体制も整備されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 23] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 24] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 25] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	△
【コメント】	
事務室は部署ごとに机が配置されている他、ワンフロアに全職員が勤務するなかで、所長をはじめ役職者に、適宜、相談しやすい職場環境のもとで業務が遂行されている。しかしながら、超過勤務が慢性的に生じていること、精神面、身体面で多くの負荷がかかる業務であることから、人員体制強化が求められている。また、既存の建物を改築する形で設置されたこともあり、構造上、安全上の課題がみられる点については、具体的な改善策を講じていくことが期待される。	

○職員の資質向上・業務改善

	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	a
[No. 26] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 27] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 28] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
業務遂行の拠り所となる各種マニュアルが整備されていることに加えて、法改正や所内で運営方法を変更する場面で、随時、関連するマニュアルを見直したり、年度毎に内容を確認しながら職員間で共有している。職員提案制度等のしくみは導入されていない一方で、毎週の係長会や毎月のフリー会、拡大フリー会等で職員から寄せられた改善提案等を検討しながら、業務の質の向上を目指して取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	a
[No. 29] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 30] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 31] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 32] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】	
職員の業務習得や能力向上を目指して、勤務経験別や専門別の目標達成チェックリストが用意されており、自ら振り返るとともに、結果を集計してフィードバックする取り組みが定着している。職員個人が自己研鑽すべき領域等を自覚して学びを深めている。また、児童相談所として現状を把握し、重点的に取り組むべき領域を見極め、職員と組織の質の向上に努めている。	

○情報管理に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 33] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 34] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
年度当初、新任・異動の職員を対象に個人情報の取り扱いに関する研修を課長が実施し注意を喚起している。また、「日常業務における個人情報管理等ガイドライン」を全職員へ周知し、適切な取り扱いとなるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 35] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 36] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 37] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	△
[No. 38] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成方法や保存期限については、運営指針および区の運営の手引きで明確に示し、適切な作成・管理に取り組んでいる。なお、記録の決裁は書面で行っており、現在の児童相談記録システムでは電子決裁するしくみは導入されていない。今後、システムの見直しを行う際には決裁方法についても検討することが望まれる。	

○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

	第三者 評価結果
【評価項目12】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	a
[No. 39] 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている	○
【コメント】	
要保護児童支援協議会や小・中学校長会・幼稚園長会等、各種団体の会合での周知や、虐待防止の講演会で児相職員から区民や地域の関係機関に向けて話をする機会等、年間を通して多様な形で児童虐待や児童相談所に対する理解促進を図っている。子どもに対しても、毎年、夏休みにリーフレットを配布する等、直接周知している。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 40] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 41] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
電話相談等は昼夜を問わず一年中対応できる体制を構築している他、相談者のさまざまな状況や特性に対応できるように、和室等の多様なタイプの相談室を用意し対応している。また、翻訳機能、手話通訳機能のあるタブレットを用意し、相談者に応じてコミュニケーション方法を工夫しながら進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	s
[No. 42] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 43] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 44] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】	
子ども家庭支援センターと一体的な運営をしていることに加えて、区立の児童相談所としての強みを生かし、医療や教育、警察等の関係機関や区内の関係団体から瞬時に情報を入手できる環境のもと、必要な情報を収集している。	

○受理

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 45] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 46] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 47] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 48] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 49] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】	
虐待通告については、緊急受理会議を開催して初動対応を迅速に決定し、進行管理しながら進めている。必要に応じて、タブレットで撮影した画像等も共有しつつ、適切な判断に努めている他、調査結果を所定の記録フォーマットの項目に沿って取りまとめることで、もれなく情報を把握するように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 50] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】	
通告受理・モニタリング時の共通（区分け）アセスメントシート等、世田谷区独自の項目も盛り込まれた各種のアセスメントシートは子ども家庭支援センターと共通となっており、必要な確認や手続き等がスムーズに行われている。	

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者 評価結果
【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 51] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 52] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 53] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 54] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 55] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 56] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】	
安全確認の具体的な進め方などはマニュアルで明確に示されており、適宜、子ども家庭支援センターや世田谷区、区内警察署と連携をとりながら進めている。なお、４８時間ルールについて、実績を数値で示す等により、速やかに安全確認することへの職員の意識を一層高めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 57] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】	
緊急受理会議には役職者や該当地域のＳＶやケースワーカーだけでなく、他の地域のＳＶ等も出席するなかで、多角的に一時保護の必要性を検討し決定している。また、一時保護時の司法審査に関するアセスメントシートの活用等で適切な判断に努めている他、子どもの安全確保を最優先し、一時保護所の定員超過や他の委託先がない等の理由では判断していない。	

	第三者 評価結果
【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 58] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】	
調査で把握した情報を児童記録票に記録する流れが確立されている。また、安全確認状況を毎週の援助方針会議の場で確認し進捗状況を把握する等、組織として情報の取り扱い方法を明確にして運営している。	

○調査・アセスメント

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 59] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 60] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
世田谷区独自のアセスメントシートに基づく形で各職員が情報収集している。アセスメントシートをラミネートして各部署に備え付けることで、適宜、アセスメント項目を確認しながら適切な調査が展開できるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 61] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 62] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 63] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	△
[No. 64] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
[No. 65] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
アセスメントシートは子ども家庭支援センターと共通のものとし、一体的な運営の基盤となっている。なお、家族全体のアセスメント結果を児童相談記録システムに入力する形で進めているが、文書中心となっており、全体像が把握しづらい状況を課題と認識している。今後は、すべてのケースでジェノグラムを作成する等、視覚で確認しやすい方法の導入が期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目22】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 66] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 67] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 69] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
区が設置する児童相談所としての強みを生かし、子ども家庭支援センターや母子保健部門との連携が密にとられており、特定妊婦に関する情報も含め、児童相談所の保健師を通して母子保健情報等を迅速に収集している。転居先不明や居所不明の子どもへの調査についても、関連する自治体等と連携しながら進めている。	

○援助方針の策定

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 70] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 71] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	△
[No. 72] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 73] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
援助方針会議は毎週 2 日間設定され、火曜日の午前に安全確認や一時保護児童の経過報告を、毎週火曜日の午後と水曜日の午前に虐待、養育困難、非行、育成相談等の措置・指導提案、継続中ケースの解除、助言終了などが討議される。原則、火曜日の午前は全員参加の体制で、一時保護所職員や医師、弁護士も参加して専門的・多角的視点からの検討がなされる体制となっている。なお、援助方針会議への出席率が低下していることを課題と認識し、検討を重ねている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 74] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 75] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 76] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 77] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 78] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 79] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 80] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
会議提案は、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の手法を用いて、支援の段階に応じて子どもの最善の利益を優先し、家族の意見も聞きつつ児童相談所の総合的診断により援助方針が決定されている。担当福祉司は一時保護所の観察会議に出席し、子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター機能）の合同会議も開催して、適切な援助方針を選択している。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 81] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 82] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	△
[No. 83] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 84] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
当面の援助方針は多職種参加のもとで多角的な視点から検討を行っているが、長期的な視点での支援は状況の変化に応じた再アセスメントを行って検討する余地が残っている。措置ケースについては、親子支援チームを中心に、家族の再統合、親子関係の再構築の可能性、在宅生活の安全性等について調査・点検を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	s
[No. 85] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 86] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 88] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
相談の第一義的窓口の子ども家庭支援センターと法的権限と専門性を有する児童相談所の「一元的運用」を実施しており、双方の機能を組み合わせて協働で支援する「のりしろ型支援」を推進している。基礎自治体の区児童相談所の強みを生かして、子ども家庭支援センター部門や母子保健部門と連携した取り組みで、切れ目のない子ども家庭支援を展開している。	

○在宅指導

	第三者 評価結果
【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 90] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	△
[No. 91] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 92] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
目的に応じて継続指導、児童福祉司指導措置の選択がなされ、援助方針会議で短期・中長期課題を挙げて提案されている。状況に変化がある場合は、再アセスメントの上で指導内容を見直している。家族再統合や措置解除を目指すケースには支援調整担当が加わり、個別ケース会議を開催して関係機関の役割分担を確認して指導にあたっている。なお、在宅指導計画がわかりやすいものとなるように、現行システムを改修することが期待される。	

○進行管理・援助方針等の見直し

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 93] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 94] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】	
地域支援担当ごとに、3か月に1回のケース進行管理表を作成・点検して定期的に見直しを行っている。子どもや家庭の状況に変化があった場合は、再アセスメントのうえ、支援担当内で対応を協議し、援助方針会議で方針の決定を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 95] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】	
地区担当制をとっている地域支援担当福祉司は、子ども家庭支援センターと定期的に開催する合同会議で、一時保護ケースの状況や支援方針を適宜情報共有している。保護中も要保護児童支援地域協議会ケースは情報を共有し、一時保護解除前には個別ケース検討会議を開催して支援内容と役割分担を確認しているため、一元的運用の効果が出ている。	

○管轄する児童相談所の変更

	第三者 評価結果
【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 96] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 97] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
居所と住所が異なるケースについては、子どもの福祉を最優先して、児童相談所が行うべき役割を援助方針会議で決めている。他児相への移管、情報提供は、児童相談所運営指針に基づいて判断している。移管が必要な場合は、原則対面により引継ぎを行い、支援の確実な継続に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 98] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 99] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 100] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 101] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
情報提供または移管するケースについては、転居先児相に速やかに一報を入れて、事前協議を行っている。移管は原則対面で引継ぎを行っている。転居後の1か月程度は移管元の援助方針を踏まえた支援を継続するルールになっており、支援に隙間が生じないように努めている。また、必要な情報は文書で迅速に提供している。	

	第三者 評価結果
【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 102] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 103] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 104] 移管手続き完了後 1 か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 105] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】	
移管元児相から移管情報が入ると、速やかに緊急受理会議を開催して状況の確認を行い、その経過を直近の援助方針会議で援助決定している。移管を受ける際には、必要に応じて対面での引継ぎを要請している。移管後の 1 か月程度は移管元の援助方針を踏まえた支援を継続するルールに従って、再アセスメントを行って方針の見直しが必要か確認している。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 106] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 107] 措置先の選定は適切に行われている	△
[No. 108] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
家庭養育優先の原則で支援しているが、社会的養護が選択された場合は、措置先へ定期的に訪問を行い、子どもの様子などについて情報共有をはかるとともに、学校や区市町村とも情報を共有し、支援に必要な連携をとっている。乳幼児には愛着形成に着目した乳幼児短期緊急里親モデル事業を令和 7 年度から実施している。都内児童養護施設は入所困難な状況にあり、子どもの性格や特性に応じた選択に苦慮している。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	s
[No. 109] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 110] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 111] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
援助の開始にあたっては、援助指針の説明と協力の合意を個別ケース検討会議等でもらっている。医療面の配慮、集団適応の配慮が必要な子どもの情報は特に丁寧に提供して、不利益につながらないようにしている。区内の児童養護施設については、毎年度、担当児童福祉司、児童心理司、SVが訪問して連絡会を開催し、施設職員と直接顔の見える関係の中で、自立支援計画の策定を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 112] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 113] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
環境等の変化に伴う子どもへの心理的負担を考慮して、時間をかけた里親や施設との交流を行って、子どもの適応状況を観察しながら措置につなげている。里親委託にあたっては、児童相談所と里親支援センター（フォスターリング機能）がマッチング会議を定期的に開催して、子どもの性格や特性等に合った里親選定を行っている。措置開始、変更当初はできるだけ頻回に訪問等に努めて、子どもに寄り添った支援に努めている。	

○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 114] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 115] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 116] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
児童福祉司と児童心理司は月に1回の訪問、面接に努めているため、子どもの状況が把握できており、里親や施設職員との連携も深まっている。高頻度の訪問で、子どもと話しやすい関係が形成されている。児童相談所内に里親支援センター「ともがき」の事務室があり、里親担当と連携を図りながら里親支援に取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 117] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 118] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
定期的な里親・施設訪問で連携が深まっているため、再アセスメントと援助方針の見直しもスムーズに進められている。措置児童等に関しては、親子支援チームが加わってケース担当者と共に、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性について、5段階に分類して再評価を行っている。毎年、9月頃から順次見直しを行って援助方針会議で決定している。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No. 119] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 120] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
【コメント】	
児童養護施設や里親には、定期的に訪問を行い、子どもの様子などについて情報共有を図ると共に、学校や区市町村とも情報を共有し、必要な連携を図っている。また、区内児童養護施設とは年に1度直接顔の見える関係の中で、自立支援計画策定に係わる検討会を実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 121] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 122] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 123] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 124] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
必要なケースが発生した場合は、委託している弁護士に相談を行い、所内協議で対応方針を立案し、妥当性について児童福祉審議会措置部会に諮ったうえで実施している。面会・通信制限を実施しているケースについても、話し合いを重ねて最小限度にとどめる方針で進めている。一方で、子どもから親子交流に否定的な意向が表明された場合は、手紙等の子どもが納得した形の親子交流を検討・実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 125] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 126] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
里親委託、施設入所時や、措置中の子どもに年1回は担当児童福祉司が、「子どもの権利ノート」を使って権利の説明をしている。また、区は意見表明等支援員を配置した意見表明等支援事業、子ども本人からの児童福祉審議会への申立て及び調査員制度の構築、「せたがやホッと子どもサポート」への相談案内等、社会的養護で生活する子どもの権利擁護に関する仕組みを構築している。さらに、被措置児童虐待等の通告があった場合は、施設等検査・指導担当所管が速やかに対処する体制を整えている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 128] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 129] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
家庭復帰や家族との交流を目的とした一時帰宅を実施する際には、援助方針会議で子どもや家庭の状況から、一時帰宅に伴う効果や必要性、解決の必要な事項を明らかにしたうえで慎重に決定している。実施に至るまでには、ケース担当者を親子支援チームがバックアップする仕組みがあり、家族支援体制の充実が図られている。遠隔地への一時帰宅では、管轄する児童相談所に情報提供、調査依頼をする場合もある。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 130] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 131] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 132] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 133] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用のもと、家族再統合・親子関係の再構築過程が措置先を含めて共有できている。その上で、家庭復帰の際には個別ケース検討会議を開いて在宅支援の内容や役割分担を確認している。さらに、家庭復帰や相談終結には、子どもの意向確認と保護者への理由説明を行っている。措置から在宅指導の変更は、その支援方針を含めて援助方針会議で判断している。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 134] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 135] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
家庭復帰の際には、子ども家庭支援センター及び関係機関と個別ケース検討会議を開いて、在宅支援の内容や役割分担を確認している。社会的養護から自立を目指している者には、「せたがや若者フェアスタート」（施設退所者支援事業）の活用や、「せたエール」（相談支援事業）を紹介して、見守りと支援を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 136] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 137] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 138] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の手法による、安全プランの確実な実施を基本に、子どもには児童相談所の支援内容を説明し、6か月程度の安全確認期間を設けて支援している。措置延長が必要な場合は、本人の意向と措置先の意見を参考に、延長期間を定めて再アセスメントを行うようにしている。措置延長については、援助方針会議でその必要性を検討し決めている。	

○児童自立生活援助等

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 139]児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 140]児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 141]児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】	
児童自立生活援助が必要と思われる子どもに対して、児童自立生活援助事業の内容を丁寧に説明し、本人の意向を聞き取り、委託先の里親や措置施設の意見を参考に、自立援助ホーム等と調整を行っている。児童自立生活援助事業の利用にあたっては、援助方針会議の決定で開始している。	

	第三者 評価結果
【評価項目46】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	s
[No. 142]子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
18歳以上に児童養護施設等を巣立った若者を対象に児童養護施設退所者等支援事業等を提供している。昨今の、家庭で生活している子どもの中にも、被虐待経験が起因する生きづらさや心身の不調等を抱えながら、親を頼ることができず困難に直面している人がいるため、令和7年度より、事業の対象者を拡大するとともに、安定した生活基盤及び学び直しの保障のために支援基金を設けて、居場所の提供や、奨学金の提供など各種の支援策を用意している。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 143]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 144]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 145]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】	
本庁の里親担当及び児童相談所内に設置した里親支援センター「ともがき」が中心となり、SNSでの情報発信や里親ミーティングの開催等を通じて、里親の普及啓発・リクルート業務に取り組んでいる。「ともがき」とは事務室を共有しているため情報交換が取りやすいことに加え、定期的な連絡会の開催等で連携を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 147] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】	
里親希望者に対しては、区指定の研修により社会的養護に関する理解浸透等を図っている。その後、2回の家庭訪問での状況把握、援助方針会議での協議、児童福祉審議会での審議を経て認定している。認定前の家庭訪問には必ず所長が同行し、直接状況を確認することにより、里親との円滑なコミュニケーションの向上に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 148] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 149] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 150] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 151] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組の際、養子縁組里親及び子ども家庭支援センター等の援助機関の担当者が参加する里親応援ミーティングを開催し、支援体制を築いている。長期外泊を開始したタイミングから、育児家事援助者派遣事業やおでかけ広場の利用を可能とし、保育園利用に向けたサポートも実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 152] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
養子縁組成立後は概ね6か月の指導期間を設け、養育が安定的にできているかを判断したうえで指導を解除している。そのほか、相談があれば関係機関を案内し、転居時には転居先の地域の支援機関に関する情報提供を行っている。さらに、里親支援センター「ともがき」による養子縁組向けサロンを定期的に開催し、必要な支援を継続的に実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 153] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 154] 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
[No. 156] 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている	○
【コメント】	
現在、区内に民間あっせん機関がないため連携の実績はないが、同居人届が出されたケースに対し、家庭訪問等で対応している。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援

	第三者 評価結果
【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 157] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】	
家族への強みに焦点を当てた「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の手法を組織的に取入れ、家族の再統合や親子関係の再構築に向けて保護者と共に検討し、子どもや家族が安心できる体制の構築に努めている。本年度は所長自身も「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の研修を受講し、職員への指導体制を強化している。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

	第三者 評価結果
【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 158] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 159] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 160] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 161] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】	
「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」に基づき、子ども向け「あんぜんのしおり」や保護者向け「家族でつくる子どもの安全」の資料を用いて分かりやすい説明に留意している。また、「一時保護時の司法審査制度について」の書面を新たに作成し、保護者の理解促進に努め、所定の手続きに沿って保護者、子どもの意向確認を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 162] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 163] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
一時保護や措置にあたり、保護理由や復帰に向けた手続き、今後の見通し等について丁寧な説明を行い、保護者の同意を得るよう努めている。10月末時点での保護件数100件に対し一時保護状請求は8件に留まっており、丁寧な対応の成果であると推察される。	

○保護者に対する指導・支援

	第三者 評価結果
【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 164] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 165] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
援助方針会議で在宅指導方針やバックアップ体制を検討・決定し、地域担当福祉司、地域SV、担当心理司、心理SVに加え必要に応じて親子支援チームも参画しながら、在宅指導計画に沿って保護者への指導・支援を行っている。保護者が指導に従わず子どもの安全が守られない場合には一時保護を行うこともある。	

	第三者 評価結果
【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 166] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 167] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
家族の再統合にあたり、区が独自にアレンジした「一時保護から家庭引き取りまでのステップナビ」により安全プランの進捗を確認しながら進めている。再統合後の支援の継続性にも配慮し、地域でのフォーマル及びインフォーマルな支援体制を築くことで見守りができるよう努めている。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 168] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 169] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
子ども家庭支援センターとの「一元的運用」により、必要に応じて双方の機能を組み合わせた支援を行い問題解決まで協働する「のりしろ型支援」「伴走支援」を推進している。警察とは「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、意見交換会の実施等により連携体制を築いている。	

	第三者 評価結果
【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 170] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 171] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
子ども家庭支援センター職員との交換研修を実施したことにより、児童相談所業務への理解が深まっている。また、区の研修担当課との共催で庁内研修を毎年度開催し、児童虐待や児童相談所業務に対する理解促進を図る機会を設けており、保育園、児童館等の区職員が受講し、好評を得ている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 172] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 173] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
「通告受理・モニタリング時の共通（区分け）アセスメントシート」に基づきケースの区分けを行っている。子ども家庭支援センターと協働で対応するケースでは、区の情報システムによりタイムリーに情報を共有しながら役割分担を実施し、一緒に面接や訪問等の支援を行うこともあり、連携体制が機能している。	

	第三者 評価結果
【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 174] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 175] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 176] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 177] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
母子保健と児童福祉の業務の流れについてフローチャートを作成し、特定妊婦のアセスメントも含め、専門職の役割分担等を明確化している。母子保健では母子保健カンファレンスの設置、児童福祉では援助方針会議等を通じて、組織決定の体制を強化している。さらに、新規採用や異動の職員に対し、年度当初に所長による講義を行っている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

	第三者 評価結果
【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 178] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 179] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 180] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】	
各地域の要対協に積極的に参加し課題解決に努めるとともに、必要に応じて各地域SVが講師役を務めている。本年４月に施行された「世田谷区子どもの権利条例」の浸透を図ることも意図し、小中学校の校長の研修に参加する等、教育分野との連携強化にも計画的に取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 181] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 182] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】	
虐待対応の資質向上のため、子ども家庭支援センターと児童相談所の職員の研修体系等を一本化し、合同研修を実施している。また令和６年度より、担当地域ごとに２日間の交換研修も行い、相互の業務内容等への理解の共有を図っている。医療機関ともCDRIに関する協定を締結し、虐待予防等の調査研究等において連携して取り組んでいる。	

○都道府県児童福祉審議会との連携

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 183] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 184] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 185] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】	
世田谷区児童福祉審議会措置部会取扱要領に基づき、毎月1回児童福祉審議会措置部会に対し、援助方針会議での決定を経て、必要なケースの審議・報告を行っている。さらに、年度末には当該年度に審議・報告を行った全ケースについて報告している。子どもに対しては一時保護のしおりや「たいせつなあなたへ」に基づいて説明している。	

	第三者 評価結果
【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 186] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】	
世田谷区児童福祉審議会措置部会取扱要領に基づき措置部会への報告を実施しており、年度末には進捗状況も報告している。また、児童福祉審議会（本会）に対しても、年度末に進捗報告を行っている。児童虐待に係る死亡事例や重大事例については、検証実施基準に従い、当該ケースがある場合に再発防止に向けた検証を実施している。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 187] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 188] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
[No. 189] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 190] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】	
主任児童委員や児童館、区内小中学校の教員等、地域の関係機関に向けて、要望に応じたテーマでの講義を実施している。また、区の障害福祉担当所管や地域の保健福祉センターとも連携を図り、求めに応じて支援を行っている。世田谷区引きこもり相談窓口「リンク」等の利用可能な資源について管理層から職員への情報共有に努めているが、さらなる周知と活用を課題としている。	